

# 措 置 状 況 一 覧 表

平成18年度包括外部監査テーマ：保健福祉部に係る補助金の執行について

監 査 項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
医療施設近代化施設整備事業費	<p>全国47都道府県のうち、当該補助金を廃止した自治体は32道府県に上っている。徳島県も、医療施設の整備状況を他県と比較したうえで、当該補助金の必要性について、再度検討すべきである。</p>	<p>平成18年度、19年度とも実績はなく、平成20年度についても現時点では申請予定はない。</p> <p>三位一体改革による補助金の一般財源化により、医療法に基づく「医療計画」において位置づけられた医療提供施設の整備の目標等に関し整備に要する経費に対し交付されるものとされた。</p> <p>このため、県単継ぎ足し分についても、今後、廃止する方向で検討を行う。</p>
看護師等養成所運営費補助事業	<p>平成17年度の当該学院の卒業者は19名であり、卒業者のうち11名が県西部の医療機関に就職している。当該学院が運営され、県西部に居住している看護職員が増加することによって実質的に利益を享受するのは、県西部の医療機関であることに鑑みれば県西部の医師会、医療機関に対し、負担増を求めることも検討すべきと思われる。</p> <p>国からの補助金は、年々減少傾向にあり、さらに当該学院に預金の留保等の財政的余裕はないとのことである。今後の当該学院の運営を考えると、現状での当該学院の授業料等を再度検討し、授業料の増額等によって将来の安定的運営が確保できるよう検討を進めるべきである。</p>	<p>平成18年度は2,500,000円であった県単補助金を段階的に減額しており、平成21年度当初予算では500,000円に減額した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度：2,000,000円</li> <li>・平成20年度：1,000,000円</li> <li>・平成21年度：500,000円</li> </ul> <p>平成21年度授業料（年額）は、それまでの216,000円から240,000円に改正した。</p>
乳肉衛生管理運営費	<p>当該補助金の交付要綱では、補助対象経費が規定されているのみであり、事業の収支は補助金額の算出要因とはされていない。当該企業全体の収支を把握したうえで、総合的な判断の下、補助金を支出することも必要であると考えられる。補助金の交付要綱について、企業全体の事業収支も補助金積算の際の重要な要因とするよう検討すべきである。</p>	<p>当該補助金の目的は、化製事業者の経営費補助ではなく、県下のと畜場等の食肉生産過程において発生する獣骨、獣脂などの畜産副産物、残さ物を適正に処理するために必要な経費の一部について補助を行う趣旨で実施しております。今後におきましても、現地調査を実施しながら、政策評価を行う中で、目的、有効性、効率性等について検討を行い、事業の適正な執行に努めて参りたいと考えております。</p>
生活衛生指導事業費	<p>同業組合に対する補助金について、県担当課によれば書類確認のみで詳細な用途の調査は行っていないとのことであるが、同業組合の活動が、公衆浴場経営の近代化、合理化と</p>	<p>公衆浴場組合の活動のうち、公衆浴場の経営の安定や振興のために組合が直接行う事業に対して補助を行うよう補助要綱等を見直しました。</p>

	<p>いった目的に直結した活動であるといえるか否かについて、検証する必要があるのではなからうか。</p> <p>設備投資資金の借入金利子に係る補助金については、あまりに金額が少額であり、補助金交付手続の煩雑さを考慮すれば、廃止を検討すべきである。</p>	<p>平成19年度から新規分の受付を取りやめました。</p>
生活衛生振興助成事業費	<p>当該補助金の根拠法令である「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」は、昭和32年に制定され、わが国の公衆衛生状態の改善を目的とした法律であるが、当該補助金は、理容業等の各種同業者の組合に対して支出され、その大半が各種同業組合におけるイベントの開催費等に費消されており、根拠法令の趣旨である公衆衛生の向上及び増進について、直接的な効果を有しているとは言い難い。</p> <p>このような法律を根拠として補助金を存続させることについては疑問である。当該補助金については、全面的な廃止、見直しの検討が必要である。</p>	<p>平成20年度から生活衛生指導助成事業費に統合しました。</p>
徳島県身体障害者連合会に対する補助金	<p>補助の対象となっているのは、同団体の活動の中で、身体障害者団体連絡調整及び各種団体への補助事業に係る人件費等である。平成17年度の補助金交付額は、平成18年3月に増額変更されている。この変更は、障害福祉制度の制度改変に対応して、県のOBである事務局長が交代したことによる人件費等の増加に対応するものである。県庁在職時の給与を勘案したことによるものと思われるが、職務内容に応じた当該団体独自の給与体系によって給与を決定すべきである。</p>	<p>事務局長の給与については、団体独自の給与体系により決定されているところであり、施設運営についても厳しい状況にあることから、職員の給与についても見直しが見込まれている。</p> <p>事務局長の給与については、職務内容や経験等を考慮して決定することとなり、それらを勘案し適正に支給されているものと考えているが、団体に対しては、補助事業のより適正な執行を求める旨の指導を行った。</p>
児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金	<p>徳島県手をつなぐ育成会に対しては、研究調査事業部門に所属する県のOBの人件費等を対象として、補助金が支出されている。</p> <p>平成17年度の徳島県手をつなぐ育成会の決算書によれば、補助対象となっている研究調査事業会計に関しては、3,741,494円の資金余剰が生み出されている。人件費の一定割合を補助するという固定的な考え方にとらわれることなく、補助対象以外の他の会計部門及び当該団体全体での資金状況を勘案したうえで、補助金の削減を検討すべきである。</p>	<p>今回の資金余剰については、団体の会計間の一時流用について、精算時に処理ができていなかったことにより生じたものであり、団体に対しては、適正な会計処理を行うよう指導するとともに、補助事業のより適正な執行を求める旨の指導を行った。</p> <p>なお、団体の今後の資金状況については、障害者自立支援法の施行に伴う施設経営の悪化の懸念が団体から出されているところである。</p> <p>補助事業については、今後の団体の経営状況を勘案しながら、見直しについて検討してまいりたい。</p>

徳島県青少年就職促進協会補助金	就職奨励金の支給ではなく、技能の習得に係る費用の補助といったより実践的な援護活動への移行といったことも検討すべきである。	徳島県青少年就職促進協会において、当該指摘や事務局体制の変化等から、同協会のあり方について検討を行い、平成19年度末をもって解散したため、本補助金についても平成19年度分をもって終了した。
財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金(“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費、徳島県健康福祉祭開催事業費)	<p>徳島県健康福祉祭のイベント内容には、タレントを招いてのショーやキャラクターショーといったイベントも含まれている。健康福祉祭の受益者は一部の者に限定されるため、こういった観点からは、できる限り県費の支出を抑制しながら、イベント本来の内容を充実していくという姿勢が必要である。</p> <p>仲間づくり支援事業における活動は、後述する徳島県老人クラブ連合会の活動と似通った部分があるのではなからうか。両団体の活動の効率性・効果性を高め、補助金削減に繋がる可能性を検討すべきである。</p> <p>シルバー大学、シルバー大学院について、そもそも収支バランスの均衡が成り立つ事業ではないが、低所得者の授業料免除も併せて考えながら、授業料の設定について再度検討すべきではなからうか。</p> <p>全国健康福祉祭に参加する選手の自己負担金は前述のように50%である。受益者は、極めて限定されたごく一部の者であることに鑑み、他県の例をみて議論を深める必要がある。</p>	<p>県健康福祉祭は、「ぬくもりと活力のある長寿社会づくりに向けた意識啓発」、「世代を超えた幅広い分野からの参加者のふれあいと交流」を目的としており、その対象者は幅広く、受益者は一部の者に限定されるものではない。また、平成19年度より、県健康福祉祭の内容の見直しを行い、県費の縮減を図っている。さらに、イベント(ふれあいフェスティバル)については、高齢者の日頃の活動成果をアピールする場として、高齢者等が中心となって企画・運営し、各種団体や他世代の参加を促すことによって、手作りスタイルで開催し充実を図るとともに、他からの助成金で運営している。</p> <p>これまで、高齢者美術展など、県老人クラブ連合会と共催で開催してきたところであるが、今後も連携を図りながら、効果的な事業の実施に努めてまいりたい。また、仲間づくり支援事業については、平成19年度から、とくしま“あい”ランド推進協議会のHP等を活用して、高齢者のサークル活動や生きがいづくり推進員の紹介を行っており、県費補助なしで対応している。</p> <p>現行の授業料については、他県の状況も勘案しながら検討した結果であるが、今後とも情報収集に努めてまいりたい。</p> <p>全国健康福祉祭の選手の負担割合は50%とするが、平成19年度に見直しを行い、その上限額を3万円としている。</p>
徳島県高齢者保健福祉推進費補助金、徳島県老人福祉関係団体事業費補助金(徳島県老人クラブ連合会運営費補助事業費)	<p>当該団体の県内の60歳以上の加入率は20.2%にとどまっている。会員の増加を目指しているとのことであるが、現状の加入率を鑑みると、当該団体に継続的に補助金を交付することが高齢者全体の福祉に繋がっているのかどうか、疑問を感じざるをえない。当該補助金の妥当性について、検討が必要である。</p> <p>当該団体には、県が4,000万円出捐し、会員が6,000万円出捐することによって造成された基金1億円が存在する。現状では、この基金の運用益が当該団体の活動費に充てられているが、昨今の低金利を勘案すると、このような資金の運用方法が効率的であるといえるかどうか疑問が残る。基金の活用方法を検討すべきである。</p>	<p>老人福祉法において、「地方公共団体は、老人クラブに対して、適当な援助をするように努めなければならない」との規定があり、また、厚生労働省においても、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から老人クラブを支援しており、特に今年度については支援を強化することとし、県に対しても、所要の財源措置等の特段の配慮を求めている。</p> <p>県においては、平成19年度より、継続的に行っていた県老人クラブ連合会への補助の見直しを行い、一般高齢者への波及効果を考慮し、同連合会が実施する「介護予防事業」に対し重点的に補助を行っている。本事業は、都道府県老人クラブ連合会が実施する事業としては全国初であり、厚生労働省においても取り上げられ、今年度から国庫補助対象としてメニュー化されたものであり、まさに、徳島方式が全国方式となったものである。</p> <p>今後も、時代の背景に応じた適正な補助金について努めてまいりたい。</p> <p>県老人クラブ連合会活動強化基金運営委員会の所管であり、当委員会において、平成19年度に運用方法の見直しを行い、金利の上昇も睨みながら預金の一部を国債に振りかえるなどの改善を行ったところであるが、県としても、引き続き基金の効率的な活用方法を指導してまいりたい。</p>
積算根拠の見直し	補助団体の補助対象事業のみをとりあげて、補助金額の積算根拠とするのではなく、補助	補助金の目的は、経営費の補助ではなく、あくまでも補助対象事業へ補助することにより、事業の有効かつ適正な実施を図ることである。

	<p>団体全体の財政状態，経営成績を勘案したうえで積算が必要である。</p> <p>必ずしも過去の積算根拠にとられる必要はなく，毎年，必要最小限度の金額となっているか否かについて点検するといった考え方をもち，補助金の積算を行うべきである。</p>	<p>補助金の積算は，毎年の政策評価や財政課との予算要求協議のなかで見直し検討を行っており，21年度予算についても必要最低限の金額を計上している。今後も限られた予算の中で，最大の効果が上がるよう精査して参りたい。</p>
団体の自立性	<p>担当課において，補助団体の事業を見直し，できる限り支出の少ない事業を展開するように指導を行い，そのうえで補助金の終期を設定する，あるいは段階的削減を明示する，といった補助団体の自立に向けた取り組みを支援すべきである。</p>	<p>担当課において補助団体の事業の見直しやできる限り支出の少ない事業の展開について，助言や指導を行い，可能なものについては補助金の終期設定や段階的削減を行った。今後も補助団体の自立に向け，適切な支援を行って参りたい。</p>
環境の変化への対応	<p>補助金の根拠法令の中には，現代の環境と必ずしもそぐわない立法趣旨に基づく法令も存在する。このような法令に基づく補助金は，現代においては，公益性が薄れてしまっている可能性がある。根拠法令の時代背景と，現代における環境変化を勘案したうえで，補助金の公益性を再度検討するといった考え方の転換が必要である。</p>	<p>補助対象となる事業については，現時点では「公益性のあるもの」として補助を行っている。今後も，毎年の政策評価のなかで，時代環境の変化も勘案した上で事業の公益性，目的妥当性や有効性などについての見直し検討を行い，適切な補助を行って参りたい。</p>
補助団体の類似した活動についての検討	<p>補助団体の活動のうち，他の補助団体で同様の活動を行っているのであれば，団体を指導し，活動を一本化することによって，効果的・効率的な事業を実施し，補助金の削減を行うことができる。活動内容の類似性について，毎年，検討を行う必要性がある。</p>	<p>毎年の政策評価や財政課との予算要求協議のなかで，補助事業についても精査しており，担当課において，活動内容の類似性から可能なものについては共催での事業実施を指導するなど，効率的，効果的な事業の実施を図っている。</p>
評価、検証について	<p>補助金を複数年支出し続けることによって，補助金を支出する以前と比較し，補助団体の財政状況がどのように変わったのか，当初の政策目標はどの程度実現されたのか，公益性について変化はないのか，今後どのくらいの補助が必要であるか，といった長期的視野に立つ検証については不足しているのではなかろうか。検討すべきである。</p>	<p>補助金を支出した事業の成果については，毎年の政策評価において検証を行っており，1年ごとに補助の継続の必要性を検討し，統合・廃止・規模の縮小などの見直しを行うことはもとより，政策目標の達成状況や事業費の推移を踏まえ，長期的視野に立った終期設定や段階的削減といった見直し検討も行っている。</p>
団体の活動に応じた給与体系	<p>補助団体の職員の給与については，県職員と同水準の給与体系とされているケ - スもあり，その給与について補助の対象となっている場合もある。その場合は団体での職務に応</p>	<p>補助の対象となっている職員の給与については，団体での職務内容や経験等を考慮して決定されており，経営改善のために見直しを行うなど，団体での職務に応じた適切な給与額となっていると認識している。</p>

	<p>じた給与体系とすることが適当であり，見直しが必要である。</p>	
<p>交付要綱について</p>	<p>今後，各公益法人の公益性について，従前よりもより厳格な認定手続が為され，認定を受けた法人のみ，公益社団法人，公益財団法人として税法上の優遇措置等を受けることができることとされている。このような公益法人を取り巻く状況を考慮すれば，今後，公益性に関するより厳格かつ統一的，具体的な解釈が一般化することが予測される。</p> <p>このような公益法人改革の趣旨を鑑み，また県財政の状況を併せて考慮すれば，交付要綱に具体性をもたせ，適時見直しを行うことにより，交付要綱に補助金支出の抑制効果をもたせることを検討すべきではなかるうか。</p>	<p>補助金の交付要綱については、担当課において、適宜見直しを行っているが、公益法人改革の趣旨を踏まえ、より一層公益性、効率性等について考慮しながら検証及び見直しを図って参りたい。</p>